

総務委員会会議記録（第1号）

令和7年12月18日

福島県議会

1 日時

令和7年12月18日（木曜）

午前 11時 開会

午後 3時 3分 散会

2 場所

総務委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」及び「請願調書」のとおり

4 出席委員

委員長	佐藤郁雄	副委員長	佐々木恵寿
委員	神山悦子	委員	亀岡義尚
委員	西山尚利	委員	高野光二
委員	先崎温容	委員	佐藤義憲
委員	半沢雄助		

5 議事の経過概要

（午前 11時 開会）

佐藤郁雄委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより総務委員会を開会する。

初めに、委員席の変更については、ただいま着席のとおり決定して異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのように決定する。

次に、会議録署名委員の指名については、委員長指名で異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、先崎温容委員、高野光二委員を指名する。

今回、本委員会に付託された案件は、知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外15件、議員提出議案第117号外4件及び請願12件である。

また、「陳情一覧表」を手元に配付している。

続いて、審査日程については、手元に配付の審査日程（案）のとおり進めたいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのように進める。

これより総務部の審査に入る。

初めに、執行部側の紹介を願う。

（次長以上自己紹介、その他は知事公室長、政策監及び各次長より紹介）

佐藤郁雄委員長

以上で紹介を終わる。

これより議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外15件を一括議題とする。

直ちに、総務部長の説明を求める。

総務部長

説明に先立ち、職員の不祥事について述べる。

今月9日、いわき地方振興局の職員が、コンサートチケット詐欺の容疑で逮捕された。全庁を挙げて不祥事の根絶に取り組む中、このような事案が発生したことは、信頼を大きく損なうものであり、県民及び県議会に対し深くお詫びを述べる。誠に申し訳ない。改めて職員一人一人の法令遵守及び綱紀粛正の徹底を図り、職員の不祥事の根絶に向け全力を挙げて取り組んでいく。

（別紙「12月県議会定例会総務委員会総務部長説明要旨」説明）

佐藤郁雄委員長

続いて、総務課長の説明を求める。

総務課長

(別紙「議案説明資料」説明)

佐藤郁雄委員長

続いて、人事課長の説明を求める。

人事課長

(別紙「議案説明資料」説明)

佐藤郁雄委員長

続いて、福利厚生室長の説明を求める。

福利厚生室長

(別紙「議案説明資料」説明)

佐藤郁雄委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

なお、主たる事務事業の概要等に係る質問がある場合は、一般的事項の際に願う。

質疑のある方は発言願う。

佐藤義憲委員

総32ページの議案第12号、フレックスタイム制の導入と週休日の関係について、例えば、1週間の総労働時間38時間45分の中で、水曜日に週休を取得し、その日の勤務時間をほかの曜日に割り振っていたが、木曜日や金曜日に体調を崩して休んだ場合は、4週間を超えない範囲内での措置など何かあるのか。

人事課長

まず、フレックスタイム制を利用した選択的週休3日制の仕組みを説明する。

通常、職員の4週間の総労働時間は155時間であり、その総労働時間の中で職員の事前申告により1日の勤務時間を変更できる制度である。4週間の中で日単位の年休を取得する場合は、取得したい日の勤務時間を7時間45分とするが、例えば、その日の勤務時間を事前に10時間としていた場合は、まず、7時間45分に変更し、その差分をその日以降の勤務日で調整する。

佐藤義憲委員

年度をまたぐ場合の勤務時間の設定と年休取得についての取扱いを聞く。

人事課長

まず、フレックスタイム制においては、勤務体制に影響が生じるため、今のところ年度をまたぐ勤務時間の変更はできない扱いとしている。

次に、年休については、総労働時間が変わらないため基本的にいつでも取得可能である。

神山悦子委員

フレックスタイム制について、全国での導入状況を聞く。

人事課長

フレックスタイム制は導入しているが週休3日制は導入していないなど、他県の制度には幾つかパターンがある。本県と同様に選択的週休3日制を育児や介護に当たる職員に限定せず、全職員を対象としているのは14県である。

神山悦子委員

公務員もようやく自由な働き方ができることは非常に大事で、これまでに取組みまなければならなかったことだが、実際の運用はなかなか大変ではないかと思う。

子育て中の職員などに限らず様々な年齢層の職員が休みを取得できることになるが、その調整をどのように考えているのか。

人事課長

まず、先ほど14県と答弁したが、東京都と大阪府も含まれていたため14都府県に訂正する。

次に、フレックスタイム制導入後の調整について説明する。

フレックスタイム制は、職員の申告が基本である。自身の勉強や育児、介護など様々な理由から制度を利用すると思うため、本人の希望がかなうよう進めるべきである。一方で、公務に支障が生じない場合に利用を認めることから、所属が抱える人員や窓口業務などの様々な事情を勘案し、しっかりと必要に応じて業務の配分等も変えながら対応することが求められる。

神山悦子委員

様々な方法を組み合わせ、先進県等のよい点も取り入れながら働き方が改善されるよう願う。自分の時間が持てる働き方は、ヨーロッパが先進的に取り組んでいるが、学習や趣味、家族との時間などリフレッシュする時間を持つことは大事である。自由な時間を保障することがようやく公務員にも広がったという点では、ぜひ、よい方向に活用できるよう進めてほしい。これから、職員がしっかりと休みを取得できることが求められてくると思う。よい具体例も示しながら、女性がしっかりと活躍できる取組を求めるため、注視していく。

次に、議案第55号について、改正の内容で「教育職給料表の備考に定める規定に4級である職員を加えること。」とあるが、詳細な説明を求める。

人事課長

教員の処遇改善により教職調整額が段階的に引き上げられていることに伴い、4級に該当する校長もその対象に追加したものである。人事委員会勧告による改正である。

神山悦子委員

今まで校長は対象外であったとの理解でよいか。

人事課長

これまで校長には支給されていなかったが、教職調整額支給の有無により給料の逆転現象が起きないように、校長も対象となった。

神山悦子委員

議案第55号の通勤手当の改正について、「駐車場等の利用に対する通勤手当を新たに支給する」との内容を具体的に説明願う。

人事課長

今回の人事委員会報告において、「人事院勧告で示された考え方や他の都道府県の動向等を考慮し、見直しを行う必要がある。」との課題を受け、職員の外部駐車場の利用状況や民間での手当支給状況を踏まえて、自動車等を使用して通勤する職員に駐車場等利用に対する通勤手当を新設するものである。

神山悦子委員

大きな改正で前進だと思う。手当に上限額はあるのか。

人事課長

総15ページに記載のとおり、「支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として人事委員会規則で定める額」を上限としている。詳細については、今後検討していく。

佐藤郁雄委員長

議案に対する質疑の途中であるが、ここで暫時休憩する。

再開は午後1時とする。

(午前 11時59分 休憩)

(午後 1時 開議)

佐藤郁雄委員長

再開する。

休憩前に引き続き、議案に対する質疑を行う。

質疑のある方は発言願う。

神山悦子委員

フレックスタイム制や多様な働き方の説明があったが、今回の改正により労働時間が短縮されるわけではないとの理解でよいか。1日の勤務時間がさらに短くなればよいと思うが、確認である。

人事課長

フレックスタイム制は、総労働時間は変えずに1日の勤務時間を増減することにより、勤務を割り振らない日を設けることができる制度である。

神山悦子委員

労働時間そのものの短縮が必要で、給料も上がればなおよい。やはり両方そろって本当の意味のゆとりある働き方になると思う。

次に、月例給の比較対象企業規模について、50人以上から100人以上に変更したのは今年か。

人事課長

今年である。

神山悦子委員

議案第55号について、今回の条例改正の対象職員は、知事部局、教育庁などそれぞれ何名程度か。あわせて、合計人数を聞く。

人事課長

知事部局は行政一般事務職員など約6,300名、教育庁は教職員など約1万7,200名、警察本部は警察官など約4,000名、企業会計職員は病院局や企業局の職員約500名、その他会計年度任用職員など約2,000名で、合計で約3万名と見込んでいる。

神山悦子委員

職員数は理解したが、せっかくのフレックスタイム制を運用していく上で職員に余裕がないと思う。なかなか公務員採用試験に応募がなく、教員、技術職も不足し

ている現状を変えるには、働き方を自由にし、給与も引き上げ、労働時間も短縮し働きやすい環境をつくるため正規職員を増やす必要があると思うが、県の考えを聞く。

#### 行政経営課長

職員の確保については、東日本大震災以降、正規だけでなく任期付職員や他県からの応援職員なども活用しながら、多様な方策で人員確保に努めてきた。一方で、委員指摘のとおり、最近では採用割れや中途退職などもあり、本来確保したい数まで採用できていない実情もある。引き続き多様な方策を使い、今後も復興・創生の状況や新たな行政課題等を踏まえながら、適正な人員配置に努めていく。

#### 先崎温容委員

選択的週休3日制について、例えば、午前7～12時まで働き、午後一度自分の勉強や研修などのために勤務から離れた後、また職場に戻り17～22時までの間でその日の勤務時間分を従事するような、いわゆる中抜けも可能であるとの理解でよいか。

次に、休みを取得した職員が翌日体調不良になり、その日中に仕上げなければならない業務があった場合、代わりに業務を行う職員が本来の勤務時間を超えた際には超過勤務扱いとなるのか、または、計画している総労働時間内でその超過勤務時間分を調整するのか。

労働時間を短縮し、ワーク・ライフ・バランスを進めることは大切であるが、やはり仕事をしなければならない場合もあると思うため、その辺りの対応を聞く。

#### 人事課長

まず、様々な形の働き方として、1日の勤務時間の中で休憩時間を設定する中抜けについて、フレックスタイム制では在宅勤務などとの組み合わせも可能である。制度設計の詳細は今後の検討部分であるが、基本的には自由に組み合わせられるよう考えている。

次に、予定外の超過勤務については、これまでの超過勤務の考え方と同様、時間外の勤務命令による業務と整理している。ただし、その日の勤務時間を短く設定している場合は、可能な限り予定時間で退庁できるよう、管理職がしっかりと対応していく。

#### 半沢雄助委員

フレックスタイム制の関連で質問する。例えば、その日は通常よりも3時間長く働く予定であった職員が急に休暇を取得する場合、1日分の休暇時間数ではその日の労働時間分に不足が生じるため、残りの3時間をほかの日に割り振る申請を都度しなければならぬなど、管理職員の労務管理が煩雑にならないのか心配である。その辺りの対策や考えを聞く。

人事課長

労務管理の煩雑化については、非常に懸念している。フレックスタイム制のほか、既に先行導入している時差出勤、部分休業など様々な制度があり、職員の実際の勤務体系をしっかりと管理職が把握していかなければならない。職員が利用しているグループウェアという全庁的なシステムのスケジュール機能を活用しながら、管理職は職員の1日のスケジュールを確認できると考えているが、今後、運用の中で様々な工夫を凝らし管理していきたい。誰がどのような勤務体系であるのかを管理職がしっかりと把握できるよう制度を構築していく。

半沢雄助委員

管理職や職員の負担にならない運用を検討願う。

次に、庶務システムの具体的な改修内容を聞く。

職員業務課長

現在、職員は、システム上で休暇など勤務のシフト管理等もできるようになっているため、フレックスタイム制に対応できるよう改修する。あわせて、先ほど指摘のあった超過勤務についても、正しい手当額を支給できるような対応を考えている。

半沢雄助委員

労務管理に役立つ改修と理解した。ぜひ、適正に行ってほしい。

最後にもう1点、人事委員会勧告に関連して質問する。

給与引上げに関する予算について、部長説明にあった約63億円は県の総額で、議案第48号の計上額は総務部のみとの理解でよいか。

財政課長

委員指摘のとおり、歳入は県全体分を計上しており、歳出は総務部の人件費分を計上している。

半沢雄助委員

国の今年度当初予算に給与改善分として2,000億円が計上され、それを地方に割

り振ると記憶しているが、67億300万円の財源は、それを活用したものか。

財政課長

今回交付税が上乘せになっているが、2,000億円との指摘については、地方財政計画で計上されている額かと思う。

神山悦子委員

議案第62号について、物価高騰対策関連全体の予算628億9,000万円には、国費も充当していると聞いている。国費と県費の充当先と金額を聞く。

財政課長

物価高騰対策に充てる重点支援交付金は160億円である。そのうち、既に措置された分が15億円、残りの145億円は経済対策の補正で、今後の国からの交付見込額を積み上げたものである。今般、重点交付金の交付額が発表され、本県には181億円程度が交付される予定である。増額分については、今後、令和8年度当初予算を見据えながら活用を検討していく。

神山悦子委員

国からの交付金は、来年度予算で活用するのか。

財政課長

来年度の当初予算編成の中で活用を検討したい。

神山悦子委員

物価高騰対策については、県独自に努力した部分もあったが、各家庭ではなく事業所への恩恵が多いなど様々な意見がある。LPガスを使用する世帯への支援と省エネ家電購入時のポイント付与などが直接的な県民支援であると理解してよいか。

次に、医療・介護関係者からは、県の報酬、賃上げも含めた経済対策メニューに対し感謝の声が届いている。今回の経済対策に関する予算計上の意味について、県の考えを聞く。

財政課長

今回、国の推奨する支援策に加え、県民、関係者の要望などを聞きながら、医療関係など様々な分野に幅広く予算を計上したことから、十分に需要に対応していると考えている。

次に、先ほど重点支援交付金を来年度当初予算にも計上すると述べたが、この点については検討中であるため訂正する。

神山悦子委員

物価高騰はすぐに改善するとは思えないため、可能であれば年明けに補正予算を編成し、苦しんでいる中小企業、農家、医療機関、介護施設などを支援願う。

次に、クマ被害対策パッケージについては、これだけ問題になっており、市町村からの問合せもあると思うが、現時点で具体的に答弁できる内容はあるか。

政策監

国のクマ被害対策パッケージも活用して、今回の追加提案に計上しているが、具体的な内容については、生活環境部が所管であるため理解願う。

佐藤郁雄委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

半沢雄助委員

職員の人員配置について、長時間労働が十分に是正されていないと感じるが、より柔軟で多様な真の働き方改革を進めるためにも、間違いなく適正な人員配置が必要である。今回の制度導入に向けて、適正な人員配置の考え方を説明願う。

行政経営課長

フレックスタイム制導入に限った話ではないが、東日本大震災以降多くの職員の力が必要になったため、正規職員だけでなく任期付職員の採用や会計年度任用職員も活用しながら、引き続き人員確保に努めている。復興事業の進捗状況等に応じて必要人員が減っていく部分と、多発する自然災害への対応など新たな行政需要により必要人員が増える部分の両方を踏まえながら、適正に人員管理をしなければならないため、長期的及び短期的需要のバランスも考慮しつつ、適正な人員配置に努めていく。

なお、超過勤務について、令和6年度の実績では1人当たりの月平均は15.5時間で、東日本大震災以降2番目に少ない数値となった。超過勤務縮減のアクションプログラムを策定し、管理職による業務管理の徹底や県庁のDXを推進してきた結果

と考えている。引き続き、超過勤務を減らすため、職員の勤務状況改善に努めていく。

半沢雄助委員

長時間労働により心身に支障を来す職員もいるため、ぜひとも早急な対応を願う。

次に、県立医科大学についての課題を提起する。以前は36協定違反になるほど問題であった超過勤務が、最近は改善してきていると感じる一方で、どうしても病院管理課や教育研修支援課、保健科学部において恒常的に業務が多く、超過勤務時間が長い部署があると聞いている。そのような実態を県はどのように捉え、問題意識を持っているのか。

行政経営課長

知事部局と同様に、県立医科大学からも超過勤務の状況なども含めて話を聞いている。今後も丁寧に話を聞きながら、必要などころに必要な人材を配置できるよう努めていく。

半沢雄助委員

病院はかなり特殊性が高い職場であるとの背景を考慮しながら、ぜひ現場に寄り添った対応を取ってほしいため、要望として述べておく。

神山悦子委員

私学関係で質問する。物価高騰対策ももちろん行った上で、運営費交付金がさらに必要なのではないか。今定例会で大橋沙織議員が質問したように、滑り止めとして受験した学校へ入学金を納付しない場合、各学校の運営に支障を来すことも考えられるが、やはり入学しない学校に入学金を納付する負担は重く、解消するためには、私立高校への運営交付金の増額が必要である。その辺りについて、現状と県の考えを聞く。

私学・法人課長

私立高校の運営については、各学校が教育環境の維持向上や経営の健全性を高めるよう求められており、県としては、私立高校への支援の充実に努めつつ、自主性を尊重していく。

神山悦子委員

本会議の答弁のとおりでありそれは当然であると思うが、それだけでよいのか。確かに、建学の精神やそれぞれの設立目的もあるが、それで済むなら様々な請願

も意見書も提出されない。公立も私立も人口減少など様々な要因で教育現場が大変な状況は同じで、最近では、県立学校に限らず私立学校の教員も不足し大変な勤務状況になっているとの話を聞いた。本県で学ぶ若者を育てる大事な役割が私学にも求められていると思うが、教育条件をどう整えるのかは県の役割だと思う。その辺りの今後の課題をしっかりと見つけ、必要な予算を増額していかなければならないと思うため、県の考えを聞く。

私学・法人課長

委員指摘のとおり、私立高校の経営状況は厳しいとの声を聞いており、毎年、生徒1人当たり補助単価の増額に努め、支援の充実を図っている。今後も厳しい状況が続くことが想定されるため、しっかりと学校の意見も聞きながら、円滑な運営が図られるよう支援していく。

神山悦子委員

学校と保護者の声も聞いてほしい。さらに、生徒の意見もぜひ聞いて、それらをどう反映できるのか考えるよう要望する。

高野光二委員

今定例会で、渡辺康平議員の「財政的に非常に厳しい自治体に対し、県はどのように支援するのか」との質問に対し、危機的状況にある自治体を支援する基金を積み立て、それを活用するとの答弁があったと記憶している。県として、財政運営が非常に厳しい自治体を支援できる方法があることに私は安堵感を持った。その基金の規模とこれまで基金を活用して自治体を支援した事案を説明願う。

市町村財政課長

財政状況が厳しい中で、財政健全化に向けた計画等を策定するなど自主的な財政再建に向けて努力している市町村に対し、県として支援していく。

委員指摘の基金は福島県市町村振興基金であり、これまで、市町村が建物を建設する場合などに貸し付けた例がある。市町村では当基金よりもさらに有利な起債、いわゆる国からも資金を借りられる仕組みがあるため、市町村にとって有利なものを活用している。今後、より厳しい財政状況にある市町村に対し、当基金を活用した支援を検討していく。

次に、当基金の規模は190億円強である。

高野光二委員

建物の建設など一時的に多額の費用がかかる場合は、当然、自主財源確保のために借金をする制度も確かにあるが、ぜひ県としても積極的に手を差し伸べてほしい。

新聞報道によると、職員の給与が支払えないほど財政状況が厳しい自治体もあり、実際にそのような自治体への支援は難しいと思うが、自治体の自主財源は主に税金であるため、やはり県としてそのような自治体を応援する財源の活用ができればよいと思う。

市町村の財政面全体を支援するために幅広く活用できる財源や基金はあるのか、再度聞く。

市町村財政課長

当基金には対象事業が幾つかあり、先ほど述べた建物の建設費用のほか、財政健全化を図るため公債費負担の軽減を目的に貸し付ける場合もある。今後、財政的に厳しい市町村に対してどのような支援ができるか検討している段階である。

神山悦子委員

関連で質問する。30年近く前になると思うが、泉崎村が財政破綻した際、福島県市町村振興基金を活用し何年もかけて財政を立て直したことがあった。破綻前に県が支援するなど、様々な方法があると思うが、私は、本当にそんなことが、今、県内で起きつつあるのかと非常に心配になった。今、危機的状況になりつつある市町村は複数あるのか。

市町村財政課長

財政状況を図る指標として財政健全化基準がある。令和6年度決算において、その基準を超えている市町村はないが、県としても経常収支比率なども確認しながら、基準を超える前に自主的に取り組もうとしている市町村を後押しできないか検討している段階である。

神山悦子委員

財政破綻してからは、住民に新たな負担としてしわ寄せがくる。行政サービスの低下や住民負担が増えることにならないよう、注意喚起も含めて県ができることは多い。住民からの様々な要望に対して、必ず財政的に厳しいと言えは済むような対応も問題である。住民から本当に喜ばれる施策の進め方について市町村が頭を悩ませている際、県の知恵は大事だと思うため、引き続き市町村への支援をよろしく願う。意見である。

#### 西山尚利委員

今定例会に向け、短期間での補正予算編成に深く感謝する。

次に求められるのが、県民や各事業者に対しこの様々な事業予算をどの程度の速さで届けるのかである。県の考えを政策監に聞く。

#### 政策監

国の予算成立を県としてもしっかりと見据えながら速やかに対応すべく、全庁を挙げて予算編成作業に取り組んできた。県民や中小企業をはじめとした各事業者が物価高騰などに非常に苦しんでいることから、議決後は、各部局で幅広く構築した事業を一刻も早く届けられるよう速やかに進める覚悟であるため、その点については安心願う。

#### 佐藤義憲委員

委員会冒頭に部長から謝罪のあった職員の不祥事案について、毎年、職員の不祥事に関しては職員研修課で様々取り組んでいると思うが、今回の事案を受けて何か発言はあるか。

#### 職員研修課長

県としても、管理職と職員との関係性をしっかりと築いていくことに努めている。単発の研修もあるが、できるだけ職場内における日々の業務を通じた研修を通して、風通しがよく働きやすい職場づくりを周知徹底するよう、引き続き進めていく。

#### 佐藤義憲委員

今定例会が閉会すると年末年始を迎え、今年は長期の休暇となり気が緩むこともある。飲酒の機会も多いと思うため、その辺りをしっかりと周知徹底してほしい。要望である。

#### 佐藤郁雄委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 佐藤郁雄委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

次に、請願の審査に入る。

なお、本委員会に付託された請願のうち、新規請願76号外2件については、意見書の提出を求める請願であるため、別途審査を行う。

意見書の提出を求める請願を除く請願について、請願調書の件名のみ書記に朗読させる。

(書記朗読)

佐藤郁雄委員長

ただいま朗読させた各請願について、方向づけを尋ねる。

初めに、新規請願78号について各委員の意見を尋ねる。

佐藤義憲委員

採択の方向で願う。

半沢雄助委員

採択の方向で願う。

神山悦子委員

採択の方向で願う。

佐藤郁雄委員長

新規請願78号については、採択の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、新規請願79号について各委員の意見を尋ねる。

佐藤義憲委員

採択の方向で願う。

半沢雄助委員

採択の方向で願う。

神山悦子委員

採択の方向で願う。

佐藤郁雄委員長

新規請願79号については、採択の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、新規請願80号について各委員の意見を尋ねる。

佐藤義憲委員

採択の方向で願う。

半沢雄助委員

採択の方向で願う。

神山悦子委員

採択の方向で願う。

佐藤郁雄委員長

新規請願80号については、採択の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、新規請願81号について各委員の意見を尋ねる。

佐藤義憲委員

採択の方向で願う。

半沢雄助委員

採択の方向で願う。

神山悦子委員

採択の方向で願う。

佐藤郁雄委員長

新規請願81号については、採択の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、新規請願82号について各委員の意見を尋ねる。

佐藤義憲委員

採択の方向で願う。

半沢雄助委員

採択の方向で願う。

神山悦子委員

採択の方向で願う。

佐藤郁雄委員長

新規請願82号については、採択の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、新規請願83号について各委員の意見を尋ねる。

佐藤義憲委員

採択の方向で願う。

半沢雄助委員

採択の方向で願う。

神山悦子委員

採択の方向で願う。

佐藤郁雄委員長

新規請願83号については、採択の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、新規請願84号について各委員の意見を尋ねる。

佐藤義憲委員

採択の方向で願う。

半沢雄助委員

採択の方向で願う。

神山悦子委員

採択の方向で願う。

佐藤郁雄委員長

新規請願84号については、採択の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、新規請願85号について各委員の意見を尋ねる。

佐藤義憲委員

継続の方向で願う。

半沢雄助委員

継続の方向で願う。

神山悦子委員

なぜ継続なのか。当然採択の方向で願う。

佐藤郁雄委員長

新規請願85号については、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、新規請願86号について各委員の意見を尋ねる。

佐藤義憲委員

継続の方向で願う。

半沢雄助委員

継続の方向で願う。

神山悦子委員

なぜ継続にするのか。先ほど採択の方向にした私学全体に係る運営費の助成充実と同様に採択の方向で願う。

佐藤郁雄委員長

新規請願86号については、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

なお、採決は12月22日に行う。

以上で意見書の提出を求める請願を除く請願の審査を終わる。

これをもって、総務部の審査を終わる。

執行部交代のため、暫時休憩する。

(午後 1時55分 休憩)

(午後 1時58分 開議)

佐藤郁雄委員長

再開する。

これより危機管理部の審査に入る。

初めに、各委員、担当書記及び執行部職員の紹介を行う。

まず、私から挨拶する。

さきの臨時会において、本委員会の委員長に選任された佐藤郁雄である。

執行部においては、県民の代表である我々との政策議論を通じ、一層の県政進展のために尽力願うとともに、委員会運営についても協力のほどよろしく願う。

以上、簡単ではあるが挨拶とする。

次に、各委員の紹介を行うが、佐々木恵寿副委員長より順次自己紹介を願う。

(各委員自己紹介)

佐藤郁雄委員長

以上で各委員の紹介を終わる。

続いて、本委員会の担当書記を紹介する。

議事課齋藤主任主査兼委員会係長、政務調査課五十嵐主任主査である。

続いて、執行部側の紹介を願う。

(政策監以上自己紹介、その他は政策監より紹介)

佐藤郁雄委員長

以上で紹介を終わる。

これより議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外1件を一括議題とする。

直ちに、危機管理部長の説明を求める。

危機管理部長

(別紙「12月県議会定例会総務委員会危機管理部長説明要旨」説明)

佐藤郁雄委員長

続いて、危機管理課長の説明を求める。

危機管理課長

(別紙「議案説明資料」説明)

佐藤郁雄委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

なお、主たる事務事業の概要等に係る質問がある場合は、一般的事項の際に願う。

質疑のある方は発言願う。

神山悦子委員

議案第1号の危5ページについて、繰越しの理由を入札不調の経緯も含めて説明願う。

消防保安課長

8月に入札を行った際、入札参加者1者が失格になったことにより入札自体ができなくなった。再度、入札を行うこととなったが、年度内に標準工期を確保できないことから議決後の実施とした。

神山悦子委員

失格の理由が分からないが、LED化が進み受注業者が不足している状況によるものなのか、その辺りも含めて再度説明願う。

消防保安課長

入札参加者は1者であった。大きな照明交換工事ではないため、参加業者が少なかったと考えている。

佐藤郁雄委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

佐藤義憲委員

部長説明にあった雪害対策について、具体的に説明願う。

災害対策課長

今年2月の雪害に関わったNEXCO東日本（東日本高速道路株式会社）、郡山国道事務所、関係市町村、県が一堂に会し、大雪に関し、時間軸を基軸にどのように取り組んだのか、その際に何をすべきだったのかを振り返り、その結果に基づく訓練を来週実施する。

佐藤義憲委員

まだ検証中でこれから試す段階か。

災害対策課長

これまでに振り返りを2回行い、1回目は事実を、2回目はすべきことを確認したことから、今回の振り返りへの参加者は、どう対応すべきかを承知している。訓練によりさらに理解を深め、円滑に対応できるよう進めていく。

佐藤義憲委員

今年2月の雪害を踏まえ、ガイドラインやマニュアルは改定されたのか。

災害対策課長

まずは、県の地域防災計画があり、そのほか除雪計画など各機関においてガイドラインが整備されている。全体及び各ガイドラインや計画に基づいて振り返りを実施したため、今後の大雪に対応できるものと期待している。

佐藤義憲委員

今年2月の大雪は63年ぶりで、私の住んでいる地域でも非常に大変な思いをし、様々な初めての経験をした。今回の検証も踏まえ、住民の協力を得られる部分は依頼するなど、各機関が円滑に関係市町村等との連携を図れるようしっかりと対応してほしい。今後も注視していくため、よろしく願う。

神山悦子委員

雪害について、2月の時点で県もすぐに様々な対応を取ったと思うが、各市町村や関係機関との連携が円滑に進まなかったことが課題である。以前、やはり2月に大雪が降った際に、市町村道や国道、県道などを分けずに一体で対応した事例があったため、その経験がなぜ生きなかったのか意外であった。すぐに雪が降っても問題がないような対応が示されると思ったが、取組に問題はないのか。

災害対策課長

今回の振り返りにおいて、各機関のルールに従って対応してきたものと実感した。一方で、道路の予防的通行止めや除雪エリアなどの基本的な情報について、関係機

関で十分に共有されていなかったため、NEXCO東日本や国道49号を管理している国道事務所、行政が基本的な情報を早期に共有していくことが非常に重要であると痛感した。さらに、地方気象台とも連携し降雪状況を早期から共有し、大雪の際にどのタイミングでどのように対応するのかという基本的な点から円滑な防災対応を進めていく。

神山悦子委員

降雪量などから雪捨て場を決めたとは思いますが、早い段階で除雪すれば路面状況はひどくならない。孤立を防ぐとの点では、障がい者、独居者、高齢者などに大変な影響があった。食料の提供や避難の問題も含め、全体の対応策を示す時期であると思うため、進捗状況を聞く。

災害対策課長

大雪による避難への対応については、昨年度の反省を踏まえ、まずは行政機関の保健福祉部門の対応方法を情報共有しているところである。あわせて、現在、福祉部門の民間事業所との連携を進めており、いわゆる個別避難計画につながるような避難対応について情報を共有している。

神山悦子委員

できる限り早急に具体的な対応策を示してほしい。要望である。

次に、地震と原発問題について、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたが、この地震発生に関する対応状況を聞く。

災害対策課長

まず、12月8日23時15分の地震発生時に、県内では双葉町で震度4を観測した。その後、23時23分に太平洋側で津波警報、本県には津波注意報が発令されたため、津波への対応を取った。その際、県の地域防災計画に基づき、危機管理部の職員が登庁し各市町村等の被害状況を確認した。

今回は、津波注意報が発令されていたため、津波に関する情報を収集していたが、その後、翌日午前2時に後発地震注意情報が発表され、地震発生確率が通常の1,000分の1から100分の1に上がったため、X(旧Twitter)、防災アプリ、ホームページ等により、改めて地震に対する備えを確認すること、津波が近づいた場合はすぐ避難できる準備をすることの2点を県民に周知した。あわせて、各市町村に対し住民への情報伝達を依頼した。1週間後の16日午前零時に後発地震注意情

報が予定どおり解除されたが、地震発生の可能性はあるため、注意情報の解除前に改めて県の防災アプリを通じ引き続き県民に注意を呼びかけるとともに、各市町村においても同様の注意を払うよう伝達した。

神山悦子委員

本県では初めての後発地震注意情報に加え、寒い季節の夜中でもあったことから対応が大変であったと思う。私は当日、ホテルの10階に宿泊していたが、突然、しばらくぶりで緊急地震速報が鳴りテーブルの下に潜った。翌日、避難経路を確認したが、地震発生が夜で停電になった場合はどうしようかと本当に思った。今回の地震は、東日本大震災の震源地に近い場所で発生したため警戒が必要であり、東日本大震災から約15年が経過し、職員も変わり当時を知らない世代の県民も増えていることから、自然災害に対して様々な対応が求められている。今、課長が述べたように、住民への注意喚起も含め、県民への周知方法や避難所の在り方など、発災時の行動、対応について再構築願う。今後についての要望である。

次に、原発関係について、今回の青森県東方沖地震による影響を聞く。

原子力安全対策課長

青森県東方沖地震に伴う福島第一原子力発電所及び第二原子力発電所の状況については、発電所に設置されているモニタリングポストの値に変化がなく、設備等の異常も確認されなかった。なお、福島第一原子力発電所で行っていたALPS処理水の海洋放出は、津波注意報の発令により停止され、東京電力で津波注意報解除後に設備の安全を確認の上、翌日9日に再開された。県としては、引き続き、福島第一原子力発電所及び第二原子力発電所の安全が確保されるようしっかりと確認していく。

神山悦子委員

東京電力には、速やかな対応と情報提供を求める。

次に、最近、地震学者から、大地震の影響による福島第一原子力発電所の倒壊の危険性が指摘されているが、県の考えを聞く。

原子力安全対策課長

福島第一原子力発電所の地震対策について、県では、東京電力に対して今後起こり得る地震に対し、施設の耐震安全性を確認し必要な対策を講じるよう求めている。

東日本大震災を超える規模の地震に対しては、幾つかの設備において被害が想定

されるが、建屋の構造安全性は確保され、敷地外へ放射性物質が放出されることはないとされている。

県では引き続き、国及び東京電力に対し、起こり得る様々なリスクを想定した事前の対策にしっかりと取り組むよう求めるとともに、廃炉安全監視協議会等を通じ、国と東京電力の取組を厳しく監視していく。

神山悦子委員

廃炉安全監視協議会から、今回の青森県東方沖地震後に何か指摘等はないのか。

原子力安全対策課長

今回の地震に伴う福島第一原子力発電所への影響については、モニタリングポストの値に変化がなく、設備の異常も確認されなかったため、特に廃炉安全監視協議会に意見を求めている。

神山悦子委員

絶対に同規模の地震が起きないとは誰にも言えない。今回の地震を機会に今の福島第一原子力発電所の耐震性や地盤の問題などについて、地震の専門家などにとしっかりと確認し、知見を集めて県民にも分かるようにしてほしい。燃料デブリの取り出し作業も続いている中、まだまだ予断を許さないため、県の考えを聞く。

原子力安全対策課長

廃炉の状況に関する情報発信については、県民の不安解消や国内外における新たな風評を抑制するために重要である。県では、国と東京電力に対して、情報公開の徹底はもとより、廃炉の状況や今後のスケジュール、安全対策やトラブル発生時の対応等について、県民目線に立ち正確な情報を分かりやすく発信するよう求めている。

また、廃炉の状況や県の監視の取組などを県のホームページや広報紙のほか、インターネットによる動画配信などを通じて発信している。引き続き、県民の不安解消と安心の確保、新たな風評の抑制に取り組んでいく。

神山悦子委員

東京電力の対応は次々に問題が起きるため、厳しく監視してほしい。

次に、部長説明にあった小型ドローンによる原子炉内部調査について、一旦中止している理由を聞く。

原子力安全対策課長

燃料デブリの本格的な取り出しが開始される3号機の原子炉格納容器内部の状況を詳細に把握するため、小型ドローンを活用した映像による状況確認と空間線量率の調査が行われる。当初は、12月上旬に調査が開始される予定であったが、小型ドローンに乗せたインストール装置を格納容器の貫通部から内部に挿入する際に途中で進めなくなったため、作業を一旦中断し、現在、原因究明の調査が行われている。福島第一原子力発電所の廃炉作業は前例のない困難な取組であり、県としては、引き続き国及び東京電力に対し、安全を最優先に着実に廃炉作業を進めるよう求めていく。

神山悦子委員

もちろん想定外のことはあるが、事前に様々調査をした上での着手ではなかったのか。少しは内部について分かるのかと思えば、またかとの思いであるが、作業員の安全はしっかりと確保しなければならない。

原因は、いつ頃分かるのか。

原子力安全対策課長

装置に付けたカメラでは、前方方向のみ撮影が可能であったことから、カメラを上下方向に増やす。今後、装置が前進できなくなった貫通部の映像を基に原因を確認する。

神山悦子委員

一つ一つが大変困難を極める作業であるが、廃炉作業が進まなければ本県の復興もない。やはり県民には常に情報を提供し、今回の原因も究明後すぐに周知するなど、今後の対策も求めたいため、東京電力に対しては、くれぐれもしっかりと県民に対し内容が分かる説明を願う。

高野光二委員

安達太良山のくろがね小屋の建て替えについて、安達太良山は活火山であるため、今後、非常事態も想定されることから、建て替え後の建物にはシェルター機能が備えられると記憶している。火山災害時の避難場所、危険回避設備としてどのような機能を有しているのか。

災害対策課長

くろがね小屋の所管は他部局であるが、私個人が承知している範囲で述べる。

くろがね小屋の建て替えに当たり、以前確認した資料では、1階もしくは地下に

シェルター機能を備えた部屋を設け、噴石対策として屋根をアラミド繊維で補強する計画であったと記憶している。

半沢雄助委員

今定例会の一般質問で私が質問した避難所のアレルギー対応食について、市町村支援や防災アプリの備蓄リスト作成機能など、答弁よりもさらに踏み込んだ具体的な取組を聞く。

災害対策課長

答弁の繰り返しになるが、アレルギー対応食品に関する注意をガイドラインで示し、市町村が備蓄する際に対応を呼びかけている。さらには、防災アプリを利用し、まずは県民自身が自分で何を備蓄すべきかを整理し準備してもらう。

県では、今後も広域的、バックアップ的支援として、アレルギーに対する食品にできる限り配慮し、備蓄品の整備を進めていく。

半沢雄助委員

防災アプリのインストールを周りの人にも勧めている。特に、保護者からは、転勤や移住して間もない場合、近隣避難所の備蓄品の有無に関する情報入手が難しいとの話や、備蓄品のリストを作っても地震発生時などの搬出は大変で、持ち出す推奨量がないとの声も聞いている。例えば、防災アプリ上のマップ機能で市町村の避難所情報を確認できる機能があれば、手元でより簡単に情報を入手でき、日頃の備えにも役立つと思うが、県の考えを聞く。

災害対策課長

まず、防災アプリ機能の件については、今後検討していく。

次に、県では、市町村と連携しながら各地域や小中学校に出向き、地域でのまち歩き、学校教育の視点からの対応について講座を開催している。先ほどのアレルギー対応備蓄品の準備方法や地域及び各家庭での取組などについて、今後、プログラムの中にアレルギーの視点も取り入れ、展開していく。

半沢雄助委員

まだまだ検討の余地があると思う。防災アプリの使い勝手がよければ、利用者も増えると思うため、きめ細かな検討を願う。要望である。

先崎温容委員

私も防災アプリを活用しているが、やはり、毎日開かないと落ち着かないくらい

の身近さが大事で、例えば、ふくしま健民アプリは、開けば毎日ポイントを獲得できる仕組みである。

防災アプリに求められるのは、未経験で想定外の場面や有事の際の正しい選択をマル・バツクイズ方式で導き、レベルを上げ、いざというときに備えられるような活用である。特に、楽しみながらいつの間にか覚える子供たちには身近で、保護者にも有効であると思う。当然、アプリの改善には経費の問題もあると理解する。県のようなアプリを集約できればよいが、それには時間を要すると思うため、いかに身近に感じてもらえるかについてぜひ取り組んでほしい。

そなえる・ふくしま2025に8,000人以上来場したことは、防災への注目度が高まったものと思うため、これらを契機に取組を進めてほしい。

今後の防災アプリの機能拡充と、そなえる・ふくしま2025の効果などについて聞く。

#### 災害対策課長

まず、防災アプリの改善については、今後、意見を踏まえ検討していく。

次に、他アプリとの連携について、ポイント加算機能などは、現在、関係部署において検討している段階である。

#### 危機管理課長

そなえる・ふくしま2025は、これまで郡山市のビッグパレットふくしまで3回開催したが、イオンモールいわき小名浜の協力により、今回初めていわき市での開催となった。これまでは、イベント会場ということもあり、防災への関心の高い人、目的を持った人が来場していたが、今回は買物ついでに立ち寄ることができる会場での開催であったため、防災に関心のない人に対しても、防災は特別なことではなく日頃の備えが大事であることを理解してもらおう機会となり、マイ避難への理解促進が図られたと認識している。

引き続き、防災への関心が低い人へマイ避難をどのように広報していくかを考えながら、県民の理解促進に取り組んでいく。

#### 先崎温容委員

子供から高齢者まで、一般人から専門家までを含めて、体験する場面をいかに増やしていくかが大事ではないか。今回の開催を契機として防災に関心を持つ人が増えたことは成功事例の一つであると思うため、今後さらに柔軟な取組により、多く

の人に携わってもらえるよう進めてほしいとの意見を述べておく。

神山悦子委員

再度確認するが、柏崎刈羽原子力発電所が1月20日頃に再稼働されるとの情報があるが、そうなった場合、福島第一原子力発電所の廃炉に関する東京電力の体制が大変心配である。再稼働に当たり人員配置の変更は当然あると思うが、廃炉への影響について、県の考えを聞く。

原子力安全対策課長

福島第一原子力発電所の廃炉については、燃料デブリの取り出しを含め前例のない極めて困難な取組である。県では、これまでも東京電力に対して廃炉を安全かつ着実に進めるため、あらゆる経営資源を投入し全社を挙げて取り組むよう求めるとともに、国に対しては、福島第一原子力発電所の廃炉は東京電力だけでは成し遂げることができないことから、世界の英知を結集し、国が前面に立ち総力を挙げて取り組むよう求めている。

県としては、引き続き国及び東京電力に対して、中長期ロードマップに基づき、安全かつ着実に廃炉を進めるよう求めている。

神山悦子委員

そのとおりで、総力を挙げて廃炉に取り組まなければならないが、東京電力が柏崎刈羽原子力発電所を再稼働させる場合、当然、廃炉にかける体制が弱まるのではないか。県民や原発事故による避難者は、その点を最も危惧していると思う。課長はとても美辞麗句に述べたが、やはり心がない、本気度が足りないのではないか。国に求めるのは当然であるが、このような懸念点をしっかりと東京電力に確認しなければならない。東京電力は、ロードマップは変えないと言いながら様々なことを先延ばしにしており全く信用ならないため、改めて東京電力に、福島第一原子力発電所の問題にしっかりと集中して対応し、原発事故に最後までしっかりと責任を持って取り組むよう抗議すべきである。県はそのくらいの話だと思って対応しないと、今までのように求めるだけでは全然信頼できない。東京電力に対し、この辺りをもっと明確に求め、再稼働をすべきではないこともはっきりと伝えるべきであると思うが、部長の考えを聞く。

危機管理部長

福島第一原子力発電所の廃炉実現が、本県復興の大前提である。これをしっかりと

国及び東京電力に求めていく。また、先日、閣議決定された福島復興再生基本方針にも、政府として廃炉及び処理水の処分が完了するまで、全責任を持って取り組んでいくことがしっかりと明記されているため、県としても、福島第一原子力発電所の廃炉が確実に実現されるよう、しっかりと求めていく。

佐藤郁雄委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって、危機管理部の審査を終わる。

執行部退席のため、暫時休憩する。

(午後 2時55分 休憩)

(午後 2時56分 開議)

佐藤郁雄委員長

再開する。

本委員会に付託された議員提出議案5件を一括議題とし、審査及び方向づけを行う。

議員提出議案の件名のみ、書記に朗読させる。

(書記朗読)

佐藤郁雄委員長

初めに、議員提出議案第117号について、各委員の意見を尋ねる。

佐藤義憲委員

可決の方向で願う。

半沢雄助委員

可決の方向で願う。

神山悦子委員

可決の方向で願う。

佐藤郁雄委員長

議員提出議案第117号については、可決の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第118号について、各委員の意見を尋ねる。

佐藤義憲委員

可決の方向で願う。

半沢雄助委員

可決の方向で願う。

神山悦子委員

否決の方向で願う。

この意見書には、男系による皇位継承の維持についても盛り込まれている。国民は女性も男性も多様であるため、継承問題は女性皇族も含めて考えるべきであるとの立場から、男系に限定するような案には賛成できない。

佐藤郁雄委員長

議員提出議案第118号については、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第119号について、各委員の意見を尋ねる。

佐藤義憲委員

否決の方向で願う。

半沢雄助委員

否決の方向で願う。

神山悦子委員

可決の方向で願う。

消費税の問題は、さきの参議院選挙で様々民意が示されている。

消費税減税が本当に今の景気対策に有効であり、インボイス制度に苦しんでいる

中小企業者をなくすためにも、減税すべきとの立場である。

佐藤郁雄委員長

議員提出議案第119号については、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第120号について、各委員の意見を尋ねる。

佐藤義憲委員

可決の方向で願う。

半沢雄助委員

可決の方向で願う。

神山悦子委員

可決の方向で願う。

佐藤郁雄委員長

議員提出議案第120号については、可決の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出継続審査議案第89号について、各委員の意見を尋ねる。

佐藤義憲委員

継続の方向で願う。

半沢雄助委員

可決の方向で願う。

神山悦子委員

議員提出議案第120号と同じであるため、可決の方向で願う。

佐藤郁雄委員長

継続審査議案第89号については、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、議員提出議案の審査を終わる。

次に、意見書の提出を求める請願の審査に入る。

請願調書の件名のみ、書記に朗読させる。

(書記朗読)

佐藤郁雄委員長

初めに、新規請願76号については、さきに審査した議員提出議案第117号に関連していることから、採択の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、新規請願77号については、さきに審査した議員提出議案第119号に関連していることから、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願59号については、さきに審査した議員提出継続審査議案第89号に関連していることから、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、意見書の提出を求める請願の審査を終わる。

なお、採決は12月22日に行う。

本日は、以上で委員会を終わる。

明12月19日は、午前11時より委員会を開く。

審査日程は、人事委員会事務局、出納局、監査委員事務局及び議会事務局の審査である。

これをもって散会する。

(午後 3時 3分 散会)